

令和2年度 白馬村表彰式



撮影：総務課

※広報はくばでは毎月表紙写真を公募しています。※時節に合わない等により採用できない場合もありますが、御了承ください。

2020 **12**
Vol.531

11月3日(火曜日・祝日)に、令和2年度白馬村定例表彰式が行われました。本年は、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、祝賀会を行わず、式典のみの開催となりました。表彰式では、消防功労、技能功労、教育功労の3分野において、4名に感謝状が贈られました。主な功績については、4ページの記事をご参照ください。

広報はくば

村道除雪ご協力をお願い……………	2	令和3年度償却資産の申告が始まります……………	11
令和2年白馬村定例表彰……………	4	給与支払報告書の提出をお忘れなく……………	12
多文化共生社会の推進に関する条例が施行されました…………	5	野外焼却と不法投棄は法律で禁止されています…………	14

白馬の豊かさとは何か
—多様であることから交流し学びあい成長する村—

建設課より 村道除雪にご協力をお願いします

ここ数年、極端な天候が続いており、本年度の降雪量につきましても予想がつかないところではあります。様々な気象状況に対応できるような除雪体制の構築を進めて参りたいと考えています。また、安全でスムーズな除雪のためには村民の皆様のご協力が不可欠です。特に次の点について皆様の特段のご理解・ご配慮をよろしくお願いいたします。

① 路上駐車禁止

除雪作業は早朝または夜間から行います。除雪の妨げとなる路上への駐車はおやめいただくようお願いいたします。



② 歩車道への排雪・雪の積み上げの禁止

除雪済みの道路や無散水消雪施設のある道路へ自宅敷地の雪を投げ出す方がいますが、大変危険です。通行中の車がスリップして歩行者へ飛び込む事や、その場を避けて対向車と衝突する事故等の発生が予想されます。場合によっては雪を投げ出したご本人の責任が問われる事にもなりかねません。道路へ雪を投げ出すことは絶対にしないようお願いいたします。

③ 屋根雪の落下防止・落雪注意看板の掲示

屋根雪が路上に落下した場合には速やかに片付けをお願いします。

また、万一雪の落下時に歩行者があった場合には大変危険です。危険



個所には注意を喚起する看板を立てるなどの対策をお願いします。

④ 支障木の伐採

除雪に支障を及ぼすような道路上に伸びた木の枝は切らせていただく場合があります。りますので、ご理解をお願いします。



⑤ スノーポールの撤去禁止

路上に立ててある竹ポールは除雪をスムーズに行うためのものですので、引き抜かないようお願いいたします。

⑥ 凍結防止剤の散布について

原則として朝・夕の1日2回通勤・通学時間帯に間に合うように実施しています。村内の凍結の危険箇所を中心に散布していますが、気温によっては再度凍結する恐れがあります。ご理解をお願いします。また、村では農作物への影響に配慮し、環境配慮型の凍結防止剤を使用しています。ご自分で凍結防止剤を散布する際は、配慮をお願いいたします。

⑦ 自宅敷地内の雪の処理について

ご自宅の敷地内の雪を他のお宅の敷地に無断で排雪し、トラブルとなるケースがあります。自宅敷地内の雪についてはおやみに他の敷地に排雪することのないようお願いいたします。また、やむを得ず他

の敷地に排雪される場合は、マナーを守って処理してください。なお、住宅の玄関先や駐車場の出入口など、道路と接する箇所には、どうしても道路除雪後の雪が残ってしまいます。お手数でも家先の雪につきましては皆様で除雪していただき、近隣の方々や道路利用者に迷惑が掛からないようご協力をお願いします。

⑧ 雪押し場の確保について

近年、雪押し場の確保が非常に困難になっています。雪押し場が確保できない場合、周辺の除雪作業を行うことができません。より多くの雪押し場が確保できれば、効率的でスムーズな除雪が可能となります。道路脇に土地をお持ちの方のご理解・ご協力をお願いします。

⑨ 路上スキー・スノーボードの禁止について

路上でのスキー・スノーボードは、除雪作業の妨げになる他、交通事故につながる危険性があります。絶対に行わないようお願いいたします。



今年も昨年までと同様、降雪量15cmが出動基準となります。シーズンを通して安全でより効率的な除雪作業を行うよう努力して参りますが、やむを得ず皆様にご不便をおかけすることもあろうかと思えます。その際は何とぞご理解をいただき、除雪作業へのご協力をお願いします。



長野県姫川砂防事務所からのお知らせ

台風や集中豪雨による土砂災害から身を守るために、土砂災害防止法が平成13年に施行され、白馬村では「急傾斜地の崩壊」「土石流」を平成17、18年に、「地すべり」を平成27年に土砂災害のおそれがある箇所として区域指定しています。今回、平成17、18年に指定した「急傾斜地の崩壊」「土石流」について見直しを行いました。変更や追加のあった箇所の地区の皆様には、事前に区域図を全戸配布しています。また、姫川砂防事務所ホームページからも御覧になれます。ご不明な点等ございましたら下記までお問合せください。

■ 指定年月日
令和2年10月19日

■ 指定区域数
急傾斜地の崩壊 変更16箇所
新規8箇所
土石流 変更3箇所 新規2箇所

長野県姫川砂防事務所ホームページURL <https://www.pref.nagano.lg.jp/himesabo/>

お問合せ
姫川砂防事務所 砂防課 電話：0261-82-3100 Mail : himesabo@pref.nagano.lg.jp
白馬村役場 建設課 電話：0261-85-0724 Mail : kensetsu@vill.hakuba.lg.jp

令和2年度村道除雪・凍結防止剤散布業務 受託業者一覧

◇除雪路線

箇所名		受託者
神城 1 工区	内山・東佐野地区	長沢右一
神城 2 工区	佐野地区	長沢右一
神城 3 工区	沢渡地区	姫川建設(株)
神城 4 工区	堀之内地区	(株)大系
神城 5 工区	三日市場地区	(有)ダイトー工業
神城 6 工区	飯田地区(大川端)	(株)五竜
神城 7 工区	飯田地区	(株)大系
神城 8 工区	飯森地区	白馬陸運(株)
神城 9 工区	飯森地区(旧国道北側・飯森ゲレンデ線)	(株)大系
神城 10 工区	名鉄地区	(有)田中建設
神城 11 工区	単独路線・地区間を結ぶ路線(旧農道1号・通学路線)	(株)大系
神城 12 工区	歩道除雪路線南部地区	(有)ダイトー工業
神城 13 工区	凍結防止剤散布路線南部地区	(有)田中建設
神城 14 工区	飯田地区狭小路線	(有)田中建設
北城 1 工区	深空地区	(株)大系
北城 2 工区	みそら野地区	白馬総合開発(株)
北城 4 工区	みそら野・瑞穂・エコランド地区	(株)落田
北城 5 工区	白馬町・八方口地区	(株)落田
北城 6 工区	八方・和田野地区(真畔線・和田野地区内本線)	鈴木孝
北城 7 工区	八方・和田野地区(和田野地区東側)	(有)田中建設
北城 8 工区	八方・山麓地区	共和興業(株)白馬事業所
北城 9 工区	八方地区(旧ジャンプ台線)	鈴木孝
北城 10 工区	大出地区	共和興業(株)白馬事業所
北城 11 工区	藤平地区	(株)白馬三津野
北城 12 工区	嶺方地区	(株)白馬三津野
北城 13 工区	森上・塩島・通地区	(有)吉田建設
北城 14 工区	どんぐり地区	(有)どんぐり
北城 15 工区	森上・野平地区	共和興業(株)白馬事業所
北城 16 工区	野平地区	(株)大系
北城 17 工区	立の間・青鬼地区	(株)東亜ベンディングサービス
北城 18 工区	塩島地区	(有)塩島組
北城 19 工区	森上・新田地区	共和興業(株)白馬事業所
北城 20 工区	森上・新田・切久保地区	(株)落田
北城 21 工区	落倉地区	共和興業(株)白馬事業所
北城 22 工区	歩道除雪路線北部地区	(株)太田造園
北城 23 工区	凍結防止剤散布路線北部地区	白馬ソイル工業(株)
北城 24 工区	オリンピック道路・咲花線	金森建設(株)白馬事業所
北城 25 工区	山麓線～オリンピック道路	(株)大系
北城 26 工区	消防署前線・山麓線	(株)大系
北城 27 工区	八方口狭小路線	(株)太田造園
北城 28 工区	東カン・高島線	(有)吉田建設
北城 29 工区	どんぐり地区凍結防止剤散布路線	(有)どんぐり

お問合せ 白馬村役場 建設課 電話：0261-85-0724 (直通)



令和2年白馬村定例表彰

令和2年の白馬村定例表彰は11月3日(文化の日)に白馬村役場で行われ、村の発展に寄与し、各界に功績のあった4名に感謝状が贈られました。被表彰者の主な功績は次のとおりです。

【消防功労】

きりくぼ たつや 切久保 達也 様	平成30年4月2日から白馬村消防団長として1期2年、本村の消防防災活動に尽力されました。 平成26年4月2日～平成28年4月1日 消防団統括分団長 平成28年4月2日～平成30年4月1日 消防団副団長 平成30年4月2日～令和2年4月1日 消防団長
----------------------	---

【技能功労】

おかざわ みなと 岡澤 港 様	昭和46年4月から塩島工務店に勤務し、宮田工務店、坂井建築を経て、現在に至る。大工として49年間にわたり、村内の経済の発展に寄与され、また後進の育成に尽力された功績は多大です。
くりた おきむ 栗田 修 様	昭和54年4月から40年にわたり太田電気(株)に勤務し、電気技能工として地域の発展に尽力された功績は多大です。

【教育功労】

くどう てつお 工藤 哲男 様	平成22年度～令和元年度 白馬村子ども会育成会連絡協議会会長として10年間、平成24～25、30～31年度、大北地方子ども会育成連絡協議会副会長として4年間、子ども会育成会事業に大きく貢献されました。特に、夏の行事であるキャンプでは生活での知恵を活かしたものづくりなど様々な体験機会を提供されました。また、大北地方子どもフォーラムでは長年にわたり中学生と共に司会進行を務め、フォーラムの成功と子どもたちの学び・成長に貢献されました。
--------------------	--

お問い合わせ 白馬村役場 総務課 総務係 電話：0261-72-7002

宝くじの助成金により消防団備品を整備しました

公益財団法人長野県市町村振興協会が実施する地域活動助成事業を活用し、災害時悪天候でも現地本部等で使用できるイージーアップテント2張り、屋外用のイス50脚を整備しました。この事業は、宝くじの社会貢献広報事業の一環として地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を目的として行われています。



お問い合わせ 白馬村役場 総務課 総務係 電話：0261-72-7002

「シリーズ」防災行政無線設備の更新事業を進めています！ Vol. 8

今回は、アナログの戸別受信機の使用期限と防災アプリの進捗状況についてお知らせです。

戸別受信機

戸別受信機の配布は、10月号の記事の中で、年内完了予定とお知らせさせていただきましたが、年内完了予定を2月上旬に変更させていただきます。理由は、完了予定を2月上旬に変更させていただきます。年明けは8地区の配布を予定しています。お申込みいただいている世帯主様へは予め配布時期をハガキにてお知らせさせていただきます。

なお、お持ちのアナログの戸別受信機は、2月末をもってアナログ電波を停波しますので使用ができなくなります。事業所等の不要となったアナログの戸別受信機は各自で処分いただくか、令和3年3月12日(金曜日)までに白馬村役場総務課までお持ちください。

防災アプリ

防災アプリは令和3年2月中旬より公開予定となります。防災アプリでは、緊急の防災情報や村の行政情報、避難所情報等が入手できます。スマートフォンから情報が発信されることで、今まで以上に情報が受け取りやすくなります。ぜひ、一人でも多くの村民の皆さまにダウンロードしていただきますようお願いいたします。

お問い合わせ 白馬村役場 総務課 総務係 電話：0261-72-7002



令和2年9月施行

白馬村 多文化共生社会の推進に関する条例が施行されました

条例制定の背景

多文化共生は今や人類の平和と繁栄を実現するための共通の課題であり、国籍、人種、文化、宗教などの違いをもって不当な差別を助長し、扇動する行為を防止、解消することは人類共通の責務であるといえます。

近年白馬村では、外国人観光客や外国人住民が増し、共にまちづくりをし、仕事をし、白馬村の経済を発展させるとともに、独自の多文化共生の生活文化を生み出してきました。諸外国の人々との交流なくして、これからの白馬村は存在しないといっても過言ではありません。

白馬村が平成28年度に策定した白馬村第5次総合計画の基本構想でも、「これからの10年間、白馬に集う皆さんが白馬村の豊かさとは何かを問い続けることによって、激しい社会変化にもお互いに知恵を出し合い、手を携えながら乗り越える、そして、1人ひとりが豊かさを感じながら成長することができる白馬村を目指していきます。」とあります。

白馬村が世界に開かれた村として、外国人に対する不当な差別的言動をはじめとするあらゆる不当な差別を解消することはもとより、全ての村民がそれぞれの文化を尊重し合い、共に生きる社会を構築することは、白馬村経済の発展と村民福祉向上のために極めて重要であると考えるためです。

今後の事業について

基本理念に次の事項を掲げています。基本理念に沿って今後事業を進めていく予定です。

- (1) 個人の尊厳が重んじられ、個人の能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 個人が地域社会の対等な構成員として、地域社会における様々な活動に主体的に参画できるよう留意されること。
- (3) 国籍、民族、言語、宗教、文化等の違いによる偏見や差別意識を解消し、外国人住民が持つ多様性を認めること。

今年度は「多文化共生支援サイト」を立ち上げ、外国人住民に白馬村の生活ルールなどの情報を分かり易く伝えていく予定です。

多文化共生支援員について

【多文化共生支援員とは】

条例の中では、多文化共生支援員を置くこととしています。多文化共生支援員の活動は次のとおりです。

- (1) 日本の国籍を有しない者(以下「外国人住民」という。)に対し、地域の生活ルールなどを伝達すること。
- (2) 外国人住民に対し、災害時などにおける緊急情報の伝達及び安否確認などに協力すること。
- (3) 村に対し、外国人住民からの意見、要望などを伝達すること。
- (4) 外国人住民の個人情報の収集及び村への個人情報を提供すること。

また、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない必要があるときは、多文化共生支援員に個人情報を提供することが可能となりました。

【多文化共生支援員の登録資格】

- (1) 白馬村行政区設置規則(平成18年白馬村規則第14号)に定める区長
 - (2) 白馬村不動産業協議会に加盟する事業者
 - (3) 村税の納税管理人や納税代納人
- ※登録の申請等についての詳細は白馬村行政ホームページをご覧ください。



シリーズ 白馬村マナー条例⑥

知っていますか？美しい村と快適な生活環境を守る条例(通称：白馬村マナー条例)

昨今の白馬村は、国内から訪れるお客さまはもとより住民も多様な方々が集まり、コミュニティを形成しています。このような状況下、村では平成27年12月に、村民憲章の精神を尊重して、関係する全ての人々が幸せを感じて快適に過ごせる村づくりを目指すために、社会の一員として守るべきルールを定めた通称「白馬村マナー条例」を制定しました。第2章では禁止行為等を謳い、日本人・外国人ともに解るようチラシを作成しています。

○目次

前文

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 禁止行為等(第8条―第15条)

第3章 啓発及び村民活動の促進(第16条・第17条)

第4章 補足(第18条―20条)

附則

第2章 禁止行為等

(空き缶等の投棄等禁止)

第8条 何人も、空き缶、空き瓶、ペットボトル、たばこの吸い殻その他の廃棄物を投棄し、又は放置してはならない。

(深夜の花火禁止)

第9条 何人も、深夜において、花火をしてはならない。

(路上スキートの禁止)

第10条 何人も、道路において、スキーやスノーボードをし、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(歩行中の喫煙及び飲酒の禁止)

第11条 何人も、公共の場所等において、歩行中に喫煙してはならない。

2 何人も、道路において、歩行中に飲酒をしてはならない。

(飼い犬等のふんの放置禁止)

第12条 何人も、飼い犬等のふんを公共の場所等に放置し、又は投棄してはならない。

(酒類の提供禁止)

第13条 酒類の提供を伴う飲食店は、午前2時を過ぎて営業を行ってはならない。

(自動車等の放置禁止)

第14条 何人も、自動車等を放置し、若しくは放置させてはならない。また、これを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

(空き家等の適正管理)

第15条 空き家等を所有し、占有し、又は管理する者は、当該空き家等が次の各号のいずれかに該当する状態にならないよう、適正に管理しなければならない。

(1) 草木の繁茂、害虫の発生又は野良犬や野良猫の住みかになること等により、当該空き家等周囲の生活環境に支障を及ぼす状態

(2) ごみの不法投棄を誘発し、又は犯罪若しくは火災の発生を誘発するなど、村民等の生活環境に支障をきたす状態

(3) 空き家等が倒壊し又は空き家等に用いられた建築資材が飛散若しくは剥落により、人の生命、身体又は財産に危害を及ぼすおそれがある状態

(4) 前各号に掲げるもののほか、周囲の良好な生活環境を著しく損なう状態



白馬村マナー条例

検索

お問合せ 白馬村役場 総務課 総務係 電話：0261-72-7002



地域おこし協力隊活動報告

Vol.15

公営塾「しろま學舎」 斉藤・山下

大学進学者の「推薦AO」試験は11月中旬にほぼ終了しました。ほとんどの生徒が、自ら考え、探し、決定した進路先に合格することが出来ました。我々スタッフとしては、1年間で最も充実感を味わえる時です。今後も、多くの苦難を乗り越え、豊かな人生を送ってくれることを祈ります。

1、2年生は、そんな3年生の姿を参考にして、自己を振り返り今後の進路を決定していくこととなります。できる限りきめ細かい指導・進路相談などを実施し、サポートしていきます。

塾は、年末は28日まで開いています。

白馬高校支援係 高校寮スタッフ 上山・筒井

しろまパルハウス女子寮では先日、食業者さんの粋な計らいで「お好み焼きデー」がありました。食堂に設置したホットプレートで各自好きなようにお好み焼きを焼いていくスタイルで、お好み焼きに馴染みが深い地域の子は特に大喜びしていました。自分で焼いたお好み焼きを頬張り、あつあつホクホクの笑顔でとても楽しい夕食でした。寮生によってお好み焼きをヒザのように切る派と碁盤の目に切る派がいて、色んな土地で生まれ育った子が集う寮ならではの発見に、みんな驚いていました。切り方が違っても、味はどちらも最高でした。

観光課付 白馬村観光局派遣 マーケティング担当 清宮

各地の撮影に向きSNSにて情報発信しています。昨年引き続きスキー場オープンに向けた広告を出し、集客率のアップを図っています。今秋は白馬村がメディアで取り上げられる機会が多く、村への注目度が上がり、若い世代によるSNS等のフォロワー数も上昇傾向です。そのほか、観光局オリジナル商品の企画開発・販売・撮影等を日々実施しています。来年も売上及び集客アップとなるように貢献したいです。

オンライン販売サイトSTORES.jp
<https://hakubaoriginal.stores.jp/>
白馬村観光局facebook
<https://www.facebook.com/hakubavillage>
Instagram
<https://www.instagram.com/hakubalife/>

総務課 移住・定住担当 大石

文化祭用に協力隊掲示物を作成し、展示しました。各隊員の勤務形態上、隊員全員でやることは難しいのですが、恒例のイベントとして毎年ブレードアップしたものを作りたいです。

須坂において林業に従事している協力隊有志が開いた研修会に参加してきました。各地域で課題は異なっていますが、森林の利活用への思いは同じで、有意義な会となりました。里山整備というとすぐに自伐型林業、特用林産となるのですが、現状では副業の域を出ず、新たな雇用や産業を呼び込むような解決法とはいえません。地域に合った計画が必要と皆で再認識しました。

今年は今時世を鑑み小規模となりましたが、移住ツアーを行いました。来年はオンラインなどもあわせて新しい形を作りたいです。



お問合せ 白馬村役場 総務課 企画調査係 電話：0261-72-7002



持続可能なコンパクトなまちづくり

白馬村では、村全体の都市構造を見直し、人口減少や少子高齢化に対応したコンパクトな村を目指すための取り組みを示す「立地適正化計画」の策定を進めており、この計画について6回のシリーズでお伝えしています。

6回目となる今回は、届出制度についてお伝えします。

立地適正化計画の届出制度

誘導施設や住宅地の整備の動きを把握するため、計画の公表（令和3年3月末予定）以降、誘導施設を都市機能誘導区域外につくる場合、都市機能誘導区域内の誘導施設を休廃止する場合、居住誘導区域外で一定規模以上の住宅開発を行う場合等に、30日前までに村への届出が必要となります。

以下の場合、届出が必要です

白馬駅周辺地区の都市機能誘導区域内で 以下の既存施設を休止・廃止する

白馬駅周辺地区の誘導施設

誘導施設	根拠法等	定義
子育て支援センター	児童福祉法	法第6条第3項6に定める地域子育て支援拠点事業のための施設
小学校	学校教育法	法第2条第1項に基づき設置された小学校
中学校	学校教育法	法第2条第1項に基づき設置された中学校
文化会館	白馬村ウイング21条例	条例に定める施設
公民館	白馬村公民館条例	条例に定める公民館
図書館	図書館法	法第2条に定める図書館
役場	地方自治法	法第4条第1項に基づく、「白馬村役場の位置を定める条例」に定める役場
銀行	銀行法	法第4条に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行（政策投資銀行を除く）
信用金庫	信用金庫法	法第4条に基づく免許を受けて金庫事業を営む信用金庫及び信用金庫連合会
診療所	医療法	法第1条の5に定める診療所で、内科、外科、または整形外科のいずれかを有するもの
福祉施設	老人福祉法、介護保険法	法に定める施設のうち、通所または訪問を中心とするもの
商業施設	-	延床面積が150㎡以上の店舗で、食料品・生活用品を取り扱うもの（土産物店等、観光客による利用が主となるものを除く）
郵便局	日本郵便株式会社法	法第2条の4に定めるもの
農業協同組合	農業協同組合法	法第10条の2、3に定める事業を行う農業協同組合

神城駅周辺地区の都市機能誘導区域内で 以下の既存施設を休止・廃止する

神城駅周辺地区の誘導施設

誘導施設	根拠法等	定義
診療所	医療法	法第1条の5に定める診療所で、内科、外科、または整形外科のいずれかを有するもの
福祉施設	老人福祉法、介護保険法	法に定める施設のうち、通所または訪問を中心とするもの
商業施設	-	延床面積が150㎡以上の店舗で、食料品・生活用品を取り扱うもの（土産物店等、観光客による利用が主となるものを除く）
郵便局	日本郵便株式会社法	法第2条の4に定めるもの
農業協同組合	農業協同組合法	法第10条の2、3に定める事業を行う農業協同組合

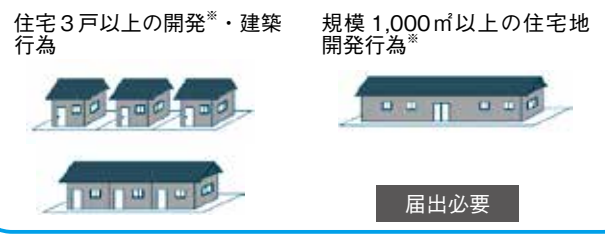
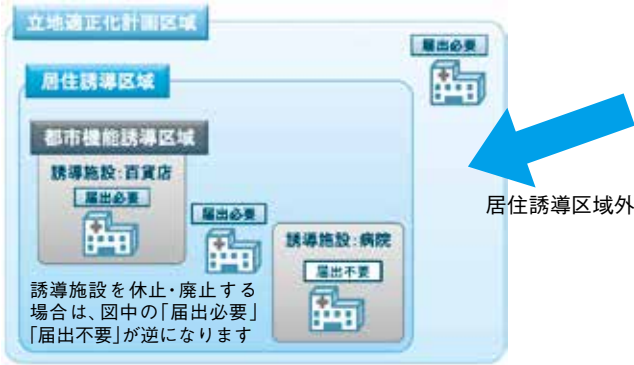
都市機能誘導区域外で

- 誘導施設を有する建築物を建築する目的の開発行為*を行う
- 誘導施設を有する建築物を新築する
- 誘導施設を有する建築物を、既存建築物の改築または用途変更により整備する

都市機能誘導区域及び居住誘導区域外で

- 以下の①②いずれか、あるいは両方を満たす、住宅建築目的の開発行為*を行う
 - ①3戸以上 ②規模1,000㎡以上
- 3戸以上の住宅を新築する
- 既存建築物を改築または用途変更し、3戸以上の住宅とする





届出制度のイメージ (資料:国土交通省HP)
*開発行為…土地の形状の変更(区画変更、造成等)、質の変更(農地・山林の宅地化等)を指します

届出が不要な場合の例

- 誘導施設の定義に当てはまらない施設、例えば飲食店、宿泊施設等を新築・休止・廃止する
(新築・廃止等を行う場所を問わず、届出は不要です)
- 神城駅周辺地区の都市機能誘導区域内で、既存の住宅を改築し、商業施設とする
- 都市機能誘導区域及び居住誘導区域外で、2戸の住宅を新築するために900㎡の宅地造成を行う
- 都市機能誘導区域及び居住誘導区域外で、1戸の住宅を新築する

次回予告
 7月号から12月号まで6回のシリーズとして、白馬村立地適正化計画についてお伝えしてきましたが、1月はお休みをいただき、2月号で都市機能や居住を誘導するための具体的な施策や、数値目標についてお伝えする予定です。

お問い合わせ 白馬村役場 建設課土地利用・建築係 電話: 0261-85-0724

令和元・2年度入札参加資格の有効期間の延長について

広報はくば11月号に掲載しましたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、令和元・2年度入札参加資格の有効期間及び随時申請の受付期間を1年間延長します。

例年、資格の終了する年の1月より行っている定期受付につきましては、今年度は行いませんのでご注意ください。
 資格の延長にあたり、現在資格をお持ちの方については、手続きの必要はありません。

詳細につきましては、広報はくば11月号もしくは白馬村行政ホームページをご確認ください。

お問い合わせ 白馬村役場 建設課 電話: 0261-85-0724

入札結果

入札日	令和2年11月16日
工事名	令和2年度 道路メンテナンス補助 橋梁修繕工事
工事箇所	白馬村 字 姫川通橋
落札者	株式会社 落田
落札決定額	123,750,000円
入札者	株式会社 落田

入札日	令和2年10月22日
工事名	令和2年度 県単河畔林整備事業
工事箇所	白馬村 字 菅沢
落札者	株式会社 太田造園
落札決定額	4,950,000円
入札者	白馬ソイル工業 株式会社
	有限会社 塩島組
	株式会社 太田造園

お問い合わせ 白馬村役場 建設課 電話: 0261-85-0724

ごぞんじですか？ 白馬のすいどう(第4回) 口座振替が便利です！



上下水道使用料の支払いは、自治体によって異なり、メーターの検針を2ヶ月に1回しか行っていないことから、料金の支払いも2ヶ月に1回となっている市町村もあります。白馬村については、冬期を除き毎月検針していることから、支払いについても毎月お願いしているところです。

検針時のお願い

検針は、水道料金を決める大切な仕事です。検針を正確、且つ効率よく行えるように、次の点で皆さまのご協力をお願いします。



- ①メーターボックスは個人の所有物になります。中はいつも清潔にしてください。
- ②メーターボックスの上には、物や車を置かないでください。
- ③犬はメーターボックスから離してつないでください。
- ④家を増改築するとき、メーターボックスが床下にならないようにしてください。

冬期間は降雪により検針はありませんが、凍結や設備の老朽化等によ

り漏水が発生した場合、メーターボックス内の止水栓で水を止めることができます。冬期間もメーターボックスの管理をお願いします。

なお、水道メーターですが、適切に使用量を計測するため、「計量法施行令」によって有効期間が定められています。白馬村では7年を基準に交換されています。この交換は役場が行い、交換費用は掛かりません。

毎月の支払は大変…?



検針により毎月の利用量に応じて支払いをお願いしますが、お忙しい方には大変便利な口座振替を推奨します。お手続きいただければ、払い忘れの心配もありません。納期限前に残高のご確認を忘れずに。

口座振替はこちらの金融機関で

- 大北農業協同組合
- 長野銀行
- 八十二銀行
- 松本信用金庫
- 全国のゆうちょ銀行、郵便局

手続きは各金融機関の窓口で願

いたします。金融機関へ通帳及び届出印を持参し、村内の金融機関であれば、「村税等口座振替依頼書」が備え付けられておりますので、必要事項を記入のうえお手続きをお願いします。

なお、口座振替の手続きは3週間程度必要となります。納付書の発送までに手続きが間に合わなかった場合は納付書にてお支払いをいただきますよう、よろしくお願いいたします。納期限の期日に振替ができなかった場合、翌月10日頃に再振替をします。再振替もできなかった場合は督促状が発送されますので、その場合は現金にて納付してください。

納め忘れにご注意を！

水道料金が未納となると督促状が発送されますが、10月分水道料金では督促状が2・18通発送されました。発送するための郵便料をはじめ、用紙代・印刷代・人件費…。これらも結果として今後の水道料金に反映されることとなります。納め忘れのないよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

令和3年度償却資産の申告が始まります

令和3年度償却資産の申告期限は、令和3年2月1日（月曜日）です。

個人、法人を問わず「事業用償却資産」を所有している方は、右記の申告期限までに申告をお願いします。

「事業用償却資産」とは…

会社や個人が経営する商店や民宿等で使用されている機械や器具、構築物など減価償却の対象となる資産のことです。

事業用償却資産を所有する方は、その資産の所在地となる市町村に所在状況を申告することが義務付けられているため、正当な理由がなく申告をしなかった場合には、地方税法第386条および白馬村税条例第75条の規定により、過料を科されることがありますので、ご留意願います。

申告用紙の発送・提出に際してのお願い…

申告用紙は、12月中旬ごろまでに発送を予定しています。会計事務所に経理を依頼している事業主の皆様の申告用紙は、会計事務所に郵送いたしますのでご確認をお願いします。

申告書には、令和3年1月1日現在における償却資産について、種類や取得価格、取得年月等について正確に記入してください。

新たに事業を始めた方や、申告用紙が届かない方は、下記ご連絡先までご連絡ください。

令和3年度固定資産税「事業用家屋」と

「事業用償却資産」における減免制度について

コロナ関連対策により令和3年度の固定資産税の内、事業用家屋と事業用償却資産については減免制度が用意されています。制度の詳細につきましては、広報はくば8月号や白馬村行政ホームページをご覧ください。

お問合せ 白馬村役場税務課 償却資産担当 電話：0261-85-0712

シリーズ固定資産税 令和3年度評価替えに向けて⑦⑩

本号では、家屋に対する課税のしくみについて解説します。

評価のしくみ

家屋の評価は、固定資産評価基準によって再建築価格を基準とする方法によって求めることとされています。評価額は評価対象となる家屋の評点数を求め、それに評点一点当たりの価格を乗じて算出します。

在来分の家屋については3年ごとに評価替えが行われます。損耗分を考慮して引き下げたり、増改築や損壊等がある家屋についてもそれらを考慮して再評価されます。

再建築価格とは

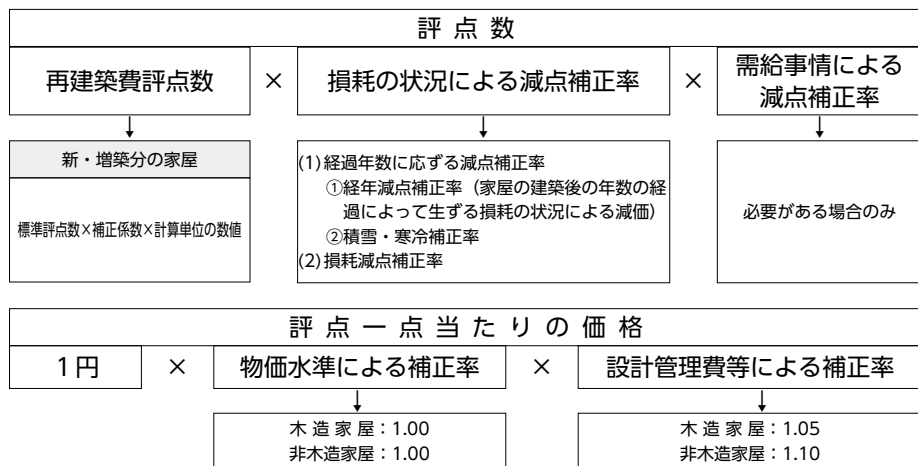
評価対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するとした場合に必要とされる建築費です。また再建築費表点数の算出方法は、新築、増築家屋等の「新增分」家屋と既に評価が行われ固定資産課税台帳に価格等が登録されている「在来分」家屋とに区分されています。

評価額 = 評点数 × 評点一点当たりの価格

税額の算出

家屋は、原則として価格（評価額）が課税標準額になりますので、それに税率を乗じて税額を求めます。

税額 = 課税標準額（評価額） × 税率（1.4%）



家屋評価へのご協力をお願いします

家屋を新築された場合、在来家屋に増築された場合など、新たに家屋が建った場合、税額の算出のために家屋評価を実施させていただきます。建築確認申請書や、登記の情報を基に役場税務課から施主様に連絡を取らせていただきますので、家屋評価の際のお立合いにご協力をお願いします。

お問合せ 白馬村役場税務課 固定資産税担当 電話：0261-85-0712



令和3年1月

エルタックス
『eLTAX』

でも提出できます 給与支払報告書の提出をお忘れなく！

給与等の支払者（会社等）は、令和2年中に従業員へ支払った金額を市区町村に「給与支払報告書」という形で報告する必要があります。提出先は、従業員の令和3年1月1日現在の住所所在市区町村長となります。提出期限は令和3年2月1日までとなっておりますが、1月20日を目安に早めの提出についてご協力をお願いします。

提出に際しての注意

提出の際は、総括表を必ず添付してください。今年度、個人住民税（村・県民税）を特別徴収している給与支払者には12月初旬に当村指定の総括表を郵送しております。

令和2年度当村において特別徴収をされていない場合は、当村ホームページからダウンロードするか、一般の様式のものをご使用ください。

総括表に「特別徴収」と「普通徴収」の区別、及び人数を必ず明確に記入し、内訳がある場合は特別徴収と普通徴収の間に仕切り紙を入れてください。

「総括表」や「給与支払報告書個人別明細書」の用紙に不足がある場合は、役場税務課に予備がありますので、お受け取りください。

給与支払報告書を提出した後、特別徴収該当者に退職などの異動が発生したときは、必ず異動届を提出してください。また、給与支払報告書を提出後に訂正や追加があったときは、「訂正分」・「追加分」と朱書きした上、再提出してください。

電子申告による提出



地方税ポータルシステム（通称：eLTAX）は、地方税の手続きを電子的に行うシステムです。

地方税の申告や納税を窓口に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンからインターネットを通じて、簡単に行うことができます。給与支払報告書も、書面での提出に代えて、eLTAXにより給与支払報告書を提出することができます。

給与支払報告書は複数の市町村へ提出する場合がありますが、eLTAXでは提出義務のある複数の市町村に一括して送信することが可能です。また、令和3年1月以降提出分より、給与支払報告書の提出枚数が100枚を超える場合、eLTAXまたは光ディスク等による提出が義務化されました。eLTAXの利用方法はeLTAXホームページでご確認ください。

利用可能な手続き

国と地方公共団体にそれぞれ提出する義務のある給与支払報告書・源泉徴収票を一括して、eLTAXで送信することができます。

〔電子申告対象税目〕

- ・ 法人都道府県民税
- ・ 法人事業税
- ・ 地方法人特別税
- ・ 法人市町村民税
- ・ 固定資産税（償却資産）
- ・ 個人住民税（給与支払報告書等や特別徴収関連手続き）
- ・ 事業所税

令和元年10月からは個人住民税（特別徴収分）などが複数の地方公共団体に対して、一度の操作で電子的に納税が可能となりました。全ての地方公共団体へインターネットバンキングやダイレクト納付により納税が可能となる仕組みです。eLTAXを是非ご利用ください。



お問合せ 白馬村役場 税務課 電話：0261-85-0712
《eLTAXについて》
地方税共同機構
電話：0570-081459（ヘルプデスク） / <https://www.eltax.lta.go.jp/>



村税・料金の お支払いについて

12月納期の村税及び料金	
国民健康保険税	第7期分
固定資産税	第3期分
後期高齢者医療保険料	第5期分
上下水道料金	12月請求分

納期限及び口座振替日

12/25金

■納付方法・納付場所
表中の納付方法及び納付場所でお支払いができます。

	上下水道料金	後期高齢者医療保険料	固定資産税	国民健康保険税
現金払 (金融機関及び役場会計室)	○	○	○	○
現金払 (コンビニエンスストア)	○	-	-	-
口座振替	○	○	○	○
クレジットカード インターネット決済	-	-	○	○
クレジットカード 窓口決済	-	-	○	○

お問い合わせ：白馬村役場 上下水道課 電話：0261-85-0714
住民課 電話：0261-85-0715
税務課 電話：0261-85-0712

納税は便利・確実・ 安全な口座振替で！

白馬村では振替納税を推進しています。

手数料無料で、預金口座から自動引き落としされるので

便利（納期ごとに金融機関へお出かけいただく手間がなくなりま

す。）

確実（うっかり納め忘れることがな

くなりません。）

安全（納税のために現金を持ち歩く必要がなくなります。）

に納付できます。

■対象税目
村県民税・固定資産税・
軽自動車税・国民健康保険税

■申込先
大北農協 八十二銀行 長野銀行
松本信用金庫 ゆうちよ銀行

※白馬村外の支店で申し込む際は
お手数でも役場から申込用紙を
お取り寄せください。

■注意するもの
納税通知書・預金通帳・届出印・
申込用紙（村内金融機関に設置）

お問い合わせ 白馬村役場 税務課徴収係 電話：0261-85-0712

令和元年度 入湯税 使途状況

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設、その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用に充てるための目的税です。

令和元年度の入湯税の決算額は42,680千円となっており、「環境衛生施設の整備費」、「消防施設の整備費」、「観光施設の整備費」、「観光振興」として下記の表のとおり充当しました。



消火栓の取替

区分	事業の内容	総事業費	財源の内訳					
			支出金		地方債	負担金 その他	一般財源等	
			国	都道府県			入湯税	その他
環境衛生施設の整備	公衆トイレの管理など	64,483	-	-	-	5,407	12,900	46,176
消防施設の整備	消防施設の維持管理など	5,663	-	-	-	-	5,400	263
観光施設の整備	山小屋の改修など	8,835	-	-	-	2,390	6,340	105
観光振興	シャトルバス・ゆるキャラ 観光宣伝など	18,427	-	-	-	-	18,040	387
合計		97,408	-	-	-	7,797	42,680	46,931

※「令和元年度 入湯税の使途状況に関する調査」より

お問い合わせ 白馬村役場 税務課 電話：0261-85-0712



野外焼却と不法投棄は法律で禁止されています!!

■野外焼却はなぜ禁止されているのか

野外焼却は、焼却温度が低いため燃やすものによっては有害なダイオキシン類が発生し、私たちの健康や自然環境に深刻な影響を与え、火災を引き起こす危険性があること、煙・悪臭などにより近隣住民とのトラブルの原因となることから禁止されています。

■野外焼却(野焼き)をする

廃棄物(家庭ごみ・粗大ごみ・建築廃材など)の野外焼却は、下記の例外および構造基準を満たした焼却炉での焼却を除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2で禁止されています。

違反者は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこの両方が科せられます。さらに法人の場合は、3億円以下の罰金が科せられます。

■例外として認められている野外焼却の例

以下の場合には、例外として野外焼却が認められています。ただし、認められている場合でも、燃やす量や風向き、時間帯を考慮して周りに迷惑をかけないよう必要最小限で行うとともに、火災が発生しないよう十分注意してください。

なお、苦情があった場合は行政指導の対象となります。

《認められている事例》

・震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却(火災予防訓練、凍霜害防止のための稲わらの焼却など)

・風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(どんど焼き、門松・しめ縄等を焚く行事)

・農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(田畑での稲わら・畦草の焼却)

・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの(庭先での小規模な落ち葉のたき火、キャンプファイヤー、バーベキュー)

■使用が認められている「ごみ焼却炉」

使用が認められている「ごみ焼却炉」は、次の基準を満たすものです。

- ・燃焼室において温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できる
- ・焼却に必要な量の空気の通風が行われる
- ・外気と遮断された状態で廃棄物を燃焼室に投入することができ

- ・燃焼室の温度を測定するための装置が設けられている
- ・800℃での焼却を保つことができるようにバーナー等が設けられている

家庭用の焼却炉はこの基準を満たしていないものが多いので、使用しないでください。

また、ドラム缶・斗缶での焼却、ブロック・鉄板などで囲った焼却、地面に穴を掘った焼却なども野外焼却となり禁止されています。

■不法投棄の禁止

不法投棄とは、家庭生活や事業活動によって発生す

るごみ(廃棄物)を、みだりに河川や道路・水路、空地(所有地、借地を含みます)等に捨てる行為をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条により禁止されています。

不法投棄は、美しい自然や景観を損なうだけでなく、その廃棄物から出る有害物質が私たちの健康や生活に悪影響を与える場合があります。

また、河川や水路への不法投棄により、海洋プラスチックごみが増加し、海洋環境が悪化しています。将来に引き継ぐ財産である「美しい村と快適な生活環境」を守るため、私たち一人ひとりが意識して、不法投棄を無くしましょう。

■不法投棄をする

不法投棄を行った場合もしくは行おうとした場合は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこの両方が科せられます。さらに法人の場合は、3億円以下の罰金が科せられます。

■野外焼却・不法投棄を見かけたら

野外焼却・不法投棄を見かけた場合は、左記へ情報提供をお願いします。

白馬村役場住民課 TEL: 0261-72-5000

北アルプス地域振興局環境課 TEL: 0261-22-5111

不法投棄ホットライン TEL: 0120-530-386 (フリーダイヤル)



国保・後期高齢者医療 被保険者のみなさまへ

第三者行為(交通事故・食中毒・傷害事故・他人のペットによる噛みつき等)による治療で

**保険証を使ったときは、
市町村・国保組合の窓口
に「傷病届」の提出をお願いします。**



- 病院窓口等で支払った一部負担金以外の医療費等は、保険給付として市町村などが一時的に立て替え、後で相手方(保険会社等)に請求します。
- 第三者行為によって介護サービスを利用するようになった場合も届出が必要です。
- 示談にする場合は、事前に市町村・国保組合の窓口へご相談ください。

第三者行為でけがや病気をしたときは まずは、お住まいの**市町村・国保組合の窓口**に連絡を

長野県・市町村・国民健康保険組合・長野県後期高齢者医療広域連合・長野県国民健康保険団体連合会

お問合せ 白馬村役場 住民課住民係 電話:0261-85-0715

灯油の流出事故 防止について

冬になると暖房のために一般家庭や宿泊施設で石油ストーブ等を使用しますが、毎年この時期になると、灯油タンク等から灯油が漏れ出す事故が発生しています。

事故原因の多くは、給油中にその場を離れて給油タンクからあふれ出したり、除雪作業や屋根雪の落下により灯油タンクの配管を破損して灯油が漏れ出したものです。

もし、大量に漏れ出した灯油が付近の水路に流入すると、下流の水路や河川に悪影響を及ぼすこととなります。

つきましては、次の点に十分注意して灯油の流出事故を起こさないようお願いいたします。

- ★給油中はその場を離れない、目を離さない、バルブは確実に閉める。
- ★ホームタンクは転倒しないよう固定する。
- ★ホームタンクには流出防止装置(防油堤など)を設置する。
- ★ホームタンクや配管は定期的に点検する。
- ★除雪機等で配管を破損しないよう注意する。

お問合せ 白馬村役場 住民課環境衛生係 電話:0261-85-0715
北アルプス広域北部消防署 電話:0261-72-0119

マイナポイントの予約・申込はお済みでしょうか？

令和2年9月から、マイナンバーカードを使った消費活性化策である「マイナポイント事業」が開始されました。民間のキャッシュレス決済手段を通じて「マイナポイント」を国費で付与し、消費の活性化を図る国の事業です。事業期間は令和3年3月末までとなっており、上限額は、2万円分の前払い又は物品の購入に対し、5,000円相当分のマイナポイントを付与(プレミアム率25%)となります。

この「マイナポイント」を受け取るには、「マイナンバーカード」を取得し、「マイナポイント予約・申込み」をする必要があります。

◆マイナポイント予約(マイキーIDの設定)とは

マイナンバーカードのICチップに専用のIDを登録します。カードリーダーのついたパソコンやマイナンバーカードを読み込むことができるスマートフォンがあればご自身で設定することができます。

◆マイナポイント申込とは

ICカード(電子マネー)・QRコード・クレジットカードなどの幅広いキャッシュレス決済サービスの中から好きなサービスを一つ選択して、申込みます。マイナポイントは選択したキャッシュレス決済サービスのポイントとして付与されます。

マイナポイント予約・申込の詳細な手順等については、マイナポイント事業ホームページをご確認ください。



マイナポイント事業
ホームページ

◆マイナポイント予約・申込サポート

パソコンやスマートフォンをお持ちでない場合、役場住民課でタブレットによるマイナポイント予約・申込のサポートを行っています。※一部の決済サービスは、当該サービスのアプリや店頭からしか申込みできませんので、事前にご確認ください。

持ち物:マイナンバーカード(数字4桁のパスワード)、希望する決済サービスのICカードやアプリ等(詳細は各決済サービス事業者のホームページ等をご確認ください)

▽マイナポイントに関するお問合せ先

マイナンバーフリーダイヤル(無料)
電話:0120・95・0178

※音声ガイダンスに従って「5番」を選択してください。

お問合せ 白馬村役場 総務課 企画調査係 電話:0261-72-7002

子育て耳より情報 No.39

子育てに役立つ様々な情報をお伝えしています。
今月はしろうま保育園より「子どもの行動」についてです。

子どもたちは毎日いろいろな表情を私たち大人に見せてくれますね。嬉しいなと思うこともあれば、なんでこんなことをするの？やめてほしいなと思うことも。

そんな子どもの行動を「増やしたい望ましい行動」、「減らしたい困った行動」、「認めがたい危険な行動」に分類して対応を考えてみましょう。

「増やしたい望ましい行動」

- ・子どもの行動を言葉にして承認する。
- ・「できたね」「偉いね」など称賛する。
- ・「ありがとう」「嬉しい」と感謝の気持ちを伝える。
- ・当たり前と思うようなことや、小さいことでもしっかりと認め、子どもが安心する表情や声で関わりましょう。

「減らしたい困った行動」

- ・叱れば叱るほど増える可能性があります。反応しないようにして（反応しないフリをして）、注目しないことを続ける。
- ・行動を止めることができたときは、「やめられたね」「偉いね」など声をかけることも大切です。

「認めがたい危険な行動」

- ・すぐに止めましょう。ですが、怒りにまかせてというよりは良くありません。
- ・より良いパナルティを与えてみるのもひとつの手です。
（例）気持ちを落ち着ける部屋や場所にしぼろくいなげわねならぬ。
- ・外出中であれば直ちに帰宅する。など
- ・行動が修正できたら褒めてあげましょう。

子どもの行動に振り回されないように、一貫性を持って根気よく関わってみましょう。

次回は子育て支援課よりお届けします。

お問合せ 白馬村教育委員会 子育て支援課 電話：0261-85-8101

白馬村「コロナに負けるな」時事川柳 結果発表！

大賞	すぐ手にシユ 新アルコール依存症	丸山 勝美
大賞	野良仕事マスクはずして深呼吸	塩島 邦子
第一生命賞	誰も彼もコロナで書き出す挨拶状	塩島 秀子
社会福祉協議会賞	あなた誰 マスクはずせばおれ夫	清水美恵子
地域包括支援センター賞	見えぬ敵右往左往のディスタンス	石田 弘行
地域包括支援センター賞	籠の鳥コロナに負けるなストレッチ	松澤 利枝

他に、「アマビエ様をお願いします賞」・「白馬賞」・「家族愛で賞」・「マスクで賞」・「新しい生活様式で賞」も決定し白馬村文化祭にて展示しました。

受賞のみならずおめでとうございます！たくさん応募ありがとうございました。

”まめった講座”に参加してみませんか？

短期集中で筋力アップ！ 冬の間の運動不足解消・転倒予防におすすめ！

参加できる方：白馬村にお住まいの65歳以上の方
日 時：毎週金曜日 午後1時から2時30分
期 間：4ヶ月間（年末年始・祝祭日を除く）
場 所：白馬メディアアトリーニングルーム
参加費：毎回500円
送迎についてはご相談ください

筋力アップは健康長寿のカギ！
脳も活性化され認知能力・意欲・気力もアップ

参加には申し込みが必要です。
申し込み時に行うチェックリストにより参加いただけない場合があります。
介護保険に関わるサービスを利用されている方はご利用できない場合があります。
病状により主治医への確認が必要な場合があります。

貯筋しよう！



申し込み・お問合せ：白馬村地域包括支援センター 電話：0261-72-6667



白馬村第5次総合計画後期基本計画 計画審議会から下川村長への答申

令和2年6月26日に白馬村長から計画審議会へ諮問された、白馬村第5次総合計画後期基本計画について、令和2年11月17日に白馬村役場村長室にて、白馬村計画審議会幅下守会長と横川定男副会長より下川村長に答申書が渡されました。

答申に基づき、現在「白馬村第5次総合計画後期基本計画(案)」として、令和2年12月28日(月曜日)までの間、多くの方々のご意見を反映させるため、「白馬村パブリックコメント手続きに関する指針」に基づきパブリックコメントを実施しています。

資料の閲覧、意見の提出方法等については、総務課窓口もしくは白馬村行政ホームページをご覧ください。



お問合せ 総務課 企画調査係 電話：0261-72-5000

長野県 特定(産業別)最低賃金のお知らせ

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとされている制度です。

今般、長野県地域最低賃金の改正に続いて、長野県内の特定の産業で働く労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」が左記のとおり改正されました。

なお、適用業種等の詳細については、長野労働局ホームページでご確認ください。

【対象業種】	【時間額(令和元年改定額)】	【発効年月日】
計量器・測定器等製造業	894円(892円)	令和2年12月4日
はん用機械器具製造業	905円(903円)	令和2年12月11日
各種商品小売業	857円(855円)	令和2年12月31日
印刷、製版業	850円(850円)	令和元年12月31日
※長野県地域最低賃金	849円(848円)	令和2年10月1日

お問合せ先

長野労働局労働基準部賃金室 電話：026-223-0555
または最寄りの労働基準監督署へ

北アルプス広域連合 令和3年度 会計年度任用職員募集

◆募集職種

- ① 一般事務
- ② 土木技師
- ③ 介護支援専門員(ケアマネージャー)
- ④ 介護保険要介護認定調査員
- ⑤ 環境衛生指導員
- ⑥ リサイクル専門員
- ⑦ 北アルプスエコパーク計量受付職員
- ⑧ 大町リサイクルパーク資源物等受入職員
- ⑨ 養護老人ホーム鹿島荘看護師
- ⑩ 養護老人ホーム鹿島荘相談員
- ⑪ 養護老人ホーム鹿島荘支援員
- ⑫ 養護老人ホーム鹿島荘調理員
- ⑬ グループホームひだまりの家介護員
- ⑭ グループホームひだまりの家介護員(パート)
- ⑮ 消防指導員

◆勤務地

- ① 北アルプス広域連合事務局または北アルプス広域消防本部
- ②③④ 北アルプス広域連合事務局
- ⑤⑦ 北アルプスエコパーク
- ⑥⑧ 大町リサイクルパーク
- ⑨⑩⑪⑫ 養護老人ホーム鹿島荘
- ⑬⑭ グループホームひだまりの家
- ⑮ 北アルプス広域消防

◆申込期間

1月25日(月曜日)まで

お問合せ、申込書配布場所・提出先

- ①②③④ 〒398-0002 大町市大町 1058-33
北アルプス広域連合 総務課総務係または介護福祉課 (電話:0261-22-6764)
- ⑤⑥⑦⑧ 〒398-0001 大町市平 4608-2
北アルプス広域連合 総務課エコパーク管理係 (電話:0261-85-5311)
- ⑨⑩⑪⑫⑬⑭ 〒398 - 0002 大町市大町 8035
養護老人ホーム鹿島荘 (電話:0261-22-0497)
- ⑮ 〒398 - 0002 大町市大町 4724 - 1
北アルプス広域消防本部 (電話:0261-22-0119)
- 詳しくは、北アルプス広域連合ホームページもご覧ください。

図書館だより

令和2年12月
白馬村図書館

No.229

TEL(72)-5200

図書館の
おやすみ

- ・月曜日 祝日
- ・毎月 最終金曜日（館内整理休館日）
→祝日と重なる場合、休館日が変更となります。
- ・その他 やむを得ず、臨時休館・臨時閉館する場合があります。

図書館の
開館時間

午前9時～午後6時

○年末年始の休館日のお知らせ

月	火	水	木	金	土	日
12月21日	12月22日	12月23日	12月24日	12月25日	12月26日	12月27日
12月28日	12月29日	12月30日	12月31日	1月1日	1月2日	1月3日
1月4日	1月5日	1月6日	1月7日	1月8日	1月9日	1月10日

休館中の返却は、ポスト返却をご利用ください。（DVDやCDは、開館時間内にカウンターでお返しください）

—特設コーナー・年末の貸出のご案内—

- ★クリスマスの絵本や物語、パーティー・クリスマス飾りのアイデア集などを集めた小さいコーナーを作りました。12月25日までです。
- ★12月26日まで、20冊貸出をおこなっています（貸出期間は3週間）



—インターネット予約のご案内—

- ・探していた本が貸出中だった→インターネットか、窓口で予約できます
- ・インターネット予約→図書館の利用者カード番号・メールアドレス・パスワードが必要です
- ・初めてのインターネット予約の前に→白馬村図書館HP→「新規パスワード登録」（半角英数字・4～8桁以内）
- ・予約の本の用意が出来たら連絡をします。1週間以内にお越しください。



— 新着案内 —

【一般・郷土】

書名	著者名
いまはそれアウトです！ 社会人のための身近なコンプライアンス入門	菊間 千乃
災害時の英語	デイビッド・A. セイン
あるものでまかなう生活	井出 留美
ワカタケル	池澤 夏樹
日没	桐野 夏生
この本を盗む者は	深緑 野分
諏訪式。	小倉 美恵子
せっちゃんの保存食 信州・りんご農家の知恵と工夫	飛田 和緒

【児童書・絵本】

書名	著者名
昔のお仕事大図鑑	小泉 和子(監修)
セラピードッグのハナとわたし	堀 直子
ピーターラビットのクリスマス	レイチェル・ボーデン(文)
さらう宇宙人図鑑	のぶみ [さく]

	<p>あばねネコ／ キューライス [さく・え]</p> <p>ある日とつぜんやってきたネコ。走りまわり、ねこパンチをくりだし……。とびきり愉快であばねんぼうなネコのお話。</p>
	<p>ほげちゃんとおともだち／ やぎたみこ [さく]</p> <p>はじめてのおうちでも、やりたいほうだいのほげちゃん。さあ、どうなる？</p>

12月～令和3年1月 保健ガイド

16日～翌月末までの予定を日付順に記載しています。

■ 乳幼児健診等

会場:ふれあいセンター1階

月日	事業名	対象になるお子さん
12月16日(水)	よちよち相談	2019年8月生～2019年9月生
12月18日(金)	乳児健診	2020年7月生・2020年1月生
12月23日(水)	2か月育児相談	2020年10月生
1月8日(金)	3歳健診	2017年10月17日生～2018年1月4日生
1月15日(金)	2歳相談	2018年10月生～11月生

■ 予防接種

会場:ふれあいセンター1階

月日	事業名	対象になるお子さん
12月22日(火)	乳幼児予防接種	個別にご案内しています
1月5日(火)		

■ 心の相談会(予約制)

開設日	時間	場所	お問合せ先
1月26日(火)	10:00～15:00	白馬村保健福祉 ふれあいセンター2階 福祉相談室	白馬村役場健康福祉課 0261-85-0713

※電話でご予約ください(匿名可)。相談時間は1人30分程度です。

■ 心配ごと相談

開設日	時間	場所	相談員	お問合せ先
1月14日(木)	13:00～15:00	白馬村保健福祉 ふれあいセンター2階 ボランティアルーム	司法書士 人権擁護委員 民生児童委員	白馬村社会福祉協議会 0261-72-7230

※予約は必要ありませんので、お気軽にお越しください。

■ 弁護士無料法律相談(予約制)

開設日	時間	場所	相談員	お問合せ先
2月10日(水)	13:00～15:00	白馬村保健福祉 ふれあいセンター2階 ボランティアルーム	ヨシザワ マコト 吉澤 誠 弁護士	白馬村社会福祉協議会 0261-72-7230

※予約が必要です。相談時間は30分ですので、相談内容を整理してお越しください。

■ 子育て支援ルーム

行事日程

自由利用

毎週、 日・月・火・ 水・木・金	9:30～12:00
	13:00～16:00

月日	行事名	対象	開始時間
1月18日(月)	おはなし会 月曜育児相談(要予約・詳しくは欄外の*印参照)	予約した方	11:00～

※コロナ禍の状況により、活動が中止になる事・変更になる事があります。
*月曜育児相談は完全予約制で行います。(ふれあいセンター1階) 予約は子育て支援課 宮脇(0261-85-8101)迄ご連絡をお願いします。

◎12月の自由利用は20日まで通常通り、21日～25日、27日、1月4日～10日は午前中のみの利用です。

12月28日～1月3日は年末年始休みとなります。

※なかよし広場は、12月は17日(木)迄、1月は14日(木)より始めます。

◎なかよし広場が始まります。

(毎週木曜日)

※詳しくは支援ルームへお尋ねください。

■ 休・祝日緊急当番医表

月日	曜日	北部地区 (白馬・小谷)	大町市内	南部地区 (池田・松川)	歯科	白馬村内薬局 当番店
12月29日	火	白馬診療所	-	-	オクハラデンタルクリニック 大町市	(0261)23-0500 アジヤ薬局白馬アップル薬局
12月30日	水	神城醫院	平林医院	吉村医院	あづみ野歯科 松川村	(0261)62-2332 フジノヤ薬局
12月31日	木	横沢医院	横澤内科医院	あづみ病院	丸山歯科クリニック 松川村	(0261)62-0648 アジヤ薬局白馬アップル薬局
1月1日	金	小谷村診療所	市立大町総合病院	はーぶの里診療所	西澤歯科医院 大町市	(0261)22-5091 フジノヤ薬局
1月2日	土	栗田医院	最上整形外科クリニック	平林メンタルクリニック	市立大町総合病院 大町市	(0261)22-0415 太田薬局・フジノヤ薬局
1月3日	日	しんたにクリニック	菊地クリニック	近藤医院	小田切歯科医院 池田町	(0261)62-3134 フジノヤ薬局
1月10日	日	横沢医院	小野医院	あづみ病院	金子歯科医院 大町市	(0261)23-2200 白馬アップル薬局
1月11日	月	白馬診療所	大町協立診療所	西森整形外科	いいざわ歯科医院 大町市	(0261)23-7050 フジノヤ薬局
1月17日	日	神城醫院	平林医院	太田医院	横澤歯科医院 大町市	(0261)22-1343 フジノヤ薬局
1月24日	日	栗田医院	横澤内科医院	松本クリニック	いとう歯科医院 松川村	(0261)62-8880 太田薬局
1月31日	日	小谷村診療所	市立大町総合病院	せりざわクリニック	ここにこデンタルクリニック 大町市	(0261)23-5612 -



姉妹都市コーナー

静岡県 河津町



河津川の筏場付近でズガニを水揚げ

秋の味覚のズガニ漁解禁

河津川でモクズガニ漁が10月1日に解禁しました。12月28日までの期間中は「ずがにまつり」を開催し、町内の5軒の旅館などでズガニ料理を提供しています。

10月21日には、前日の夜に河津川非出資漁業協同組合の組合員が仕掛けたかごを引き上げると、体長30センチほどのズガニ38匹が入っていました。産卵のため海に下る秋から冬にかけてが最も美味だそうです。

和歌山県 太地町



クリット・タンカナラット総領事ご来町

10月28日(水)にクリット・タンカナラットタイ王国大阪総領事が和歌山県知事を表敬訪問され、県内企業等を視察されました。30日(金)には、くじらの博物館にお越しになりました。

総領事は、出迎えた三軒町長と意見交換をされ、博物館では町長とともに学芸員の説明を聞きながら、展示物を熱心にご覧になっていました。

有料広告欄

スマホアプリで広報はくば配信中!!

マチを好きになるアプリ

App Store からダウンロード Google Play マチにインストール

広告募集中

広報はくばおよび白馬村行政公式ホームページに掲載する広告(有料)を募集しています

*お問い合わせ 白馬村役場総務課

ケーブルテレビ白馬に関するお問い合わせは…

ケーブルテレビ白馬指定管理者:
株式会社エーアイシーコミュニケーションズ
受付時間: 平日午前8時30分~午後5時30分
・加入/故障等のお問い合わせは
TEL 0261-85-0074
・取材等のお申し込みは
TEL 0261-85-0116

認知症の相談窓口は

地域包括支援センターです
お気軽に72-6667にお電話ください

白馬村の認知症サポーター数620人
(平成29年1月現在)



編集後記

今月号の広報はくばは20ページでの発行です。(通常は24ページ)。編集裏話になりますが、ページの増減は、製本の都合上4ページ単位で調整をしています。各課から掲載依頼のあった原稿を、優先度やまとまりを考え、ページ割を行うのですが、文字数を基準に割り当てたら21ページになってしまった…というようなことがあります。この場合、20ページに収める方向で調整するのですが、結果として文字が小さくなってしまったりします。読みづらさを感じるようなことがあれば、ご意見いただけますと幸いです。

新型コロナウイルス感染症の影響で、想像もしなかった一年となりましたが、迎える年が安心して生活できる年となるよう願っています。(広報編集担当: 太田)

人口: 8,590人 男: 4,288人 女: 4,302人 世帯数: 3,979世帯
(令和2年12月1日現在)

※ 上記の数字には、外国籍の住民・世帯数も含まれています。
住民基本台帳法の一部が改正されたことにより、外国籍の住民の皆さんも住民基本台帳に登録されることとなりました。(平成24年7月9日改正法施行)